令和 8 年 10 月 20 日

東京都港区西新橋 1－1－1

日比谷フォートタワー10 階

WorldRemit Ltd.

日本における代表者

ウィットモア・ロバート

資金移動業の廃止公告

当社は令和 8 年 11 月 30 日をもちまして、日本における資金移動業を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第 61 条第 5 項に規定する為替取引に関し負担する債務履行の完了方法につきましては、以下に定めるとおりといたします。

令和 8 年 11 月 30 日までの取引において、1 週間以内に受取人に着金されなかった場合、現金受取の場合は 30 日以内に受取完了されずにキャンセル扱いとなった場合は、銀行口座を確認させていただき返還を行います。返還時の振込手数料等は当社で負担いたします。

以上、資金決済に関する法律第 61 条第 3 項の規定により公告いたします。